

1 変更後使用料金（ホール等基本料）

高知市文化プラザ ホール基本使用料

区分		時間	午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	
大ホール	平日	入場料を徴収しない場合	34,370円	45,830円	61,850円	142,050円
		500円以下の 入場料を徴収する場合	42,970円	57,300円	77,340円	177,610円
		1,000円以下の 入場料を徴収する場合	53,710円	71,620円	96,680円	222,010円
		2,000円以下の 入場料を徴収する場合	64,450円	85,940円	116,050円	266,440円
		3,000円以下の 入場料を徴収する場合	74,110円	98,830円	133,440円	306,380円
		4,000円以下の 入場料を徴収する場合	85,230円	113,660円	153,430円	352,320円
		5,000円以下の 入場料を徴収する場合	93,780円	125,040円	168,800円	387,620円
		5,000円を超える 入場料を徴収する場合	103,160円	137,550円	185,680円	426,390円
	日・土・休日	入場料を徴収しない場合	41,220円	54,970円	74,220円	170,410円
		500円以下の 入場料を徴収する場合	51,570円	68,770円	92,810円	213,150円
		1,000円以下の 入場料を徴収する場合	64,450円	85,940円	116,020円	266,410円
		2,000円以下の 入場料を徴収する場合	77,350円	103,140円	139,280円	319,770円
		3,000円以下の 入場料を徴収する場合	88,930円	118,590円	160,120円	367,640円
		4,000円以下の 入場料を徴収する場合	102,300円	136,410円	184,140円	422,850円
		5,000円以下の 入場料を徴収する場合	112,540円	150,060円	202,550円	465,150円
5,000円を超える 入場料を徴収する場合	123,800円	165,070円	222,820円	511,690円		

区分		時間	午前	午後	夜間	全日
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
小ホール	平日	入場料を徴収しない場合	6,880円	9,170円	12,380円	28,430円
		500円以下の 入場料を徴収する場合	8,600円	11,470円	15,490円	35,560円
		1,000円以下の 入場料を徴収する場合	10,750円	14,340円	19,360円	44,450円
		2,000円以下の 入場料を徴収する場合	12,900円	17,210円	23,240円	53,350円
		3,000円以下の 入場料を徴収する場合	14,850円	19,800円	26,720円	61,370円
		4,000円以下の 入場料を徴収する場合	17,080円	22,770円	30,730円	70,580円
		5,000円以下の 入場料を徴収する場合	18,790円	25,050円	33,810円	77,650円
		5,000円を超える 入場料を徴収する場合	20,660円	27,560円	37,200円	85,420円
	日・土・休日	入場料を徴収しない場合	8,260円	11,010円	14,870円	34,140円
		500円以下の 入場料を徴収する場合	10,320円	13,770円	18,580円	42,670円
		1,000円以下の 入場料を徴収する場合	12,900円	17,210円	23,230円	53,340円
		2,000円以下の 入場料を徴収する場合	15,490円	20,650円	27,890円	64,030円
		3,000円以下の 入場料を徴収する場合	17,810円	23,750円	32,070円	73,630円
		4,000円以下の 入場料を徴収する場合	20,490円	27,320円	36,890円	84,700円
		5,000円以下の 入場料を徴収する場合	22,550円	30,060円	40,570円	93,180円
5,000円を超える 入場料を徴収する場合		24,810円	33,080円	44,650円	102,540円	
リハーサル室		3,200円	4,270円	5,780円	13,250円	
第1楽屋		2,780円	3,700円	5,010円	11,490円	
第2楽屋		1,610円	2,150円	2,930円	6,690円	

第3楽屋	1,610円	2,150円	2,930円	6,690円
第4楽屋	1,680円	2,240円	3,020円	6,940円
第5楽屋	1,680円	2,240円	3,020円	6,940円
第6楽屋	1,080円	1,440円	1,960円	4,480円
第7楽屋	830円	1,110円	1,500円	3,440円
第8楽屋	1,730円	2,300円	3,120円	7,150円
録音室	610円	810円	1,110円	2,530円
第1スタジオ	530円	720円	980円	2,230円
第2スタジオ	1,190円	1,580円	2,140円	4,910円

備考

- この表において、「日・土・休日」とは日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、「平日」とは日・土・休日以外の日をいう。
- 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、この表に規定する使用区分に応じた基本使用料を適用する。この場合において、使用者が入場料に段階を設けているときは、当該入場料の最高額をもってこの表を適用する。
- 使用料の算定の対象となる使用時間には、使用のための準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 午前から午後へ、又は午後から夜間へ引き続き使用する場合は、それぞれの使用料を合計した額とする。
- 使用者が営利（使用者が商行為のため特定又は不特定多数の者を対象に、営業の広報又は営業上の利益のために行う招待及びこれに類する行為を行うことをいう。以下同じ。）を目的として入場料等を徴収しない、又は1,000円以下の入場料等で入場させる場合の使用料は、2,000円以下の入場料を徴収する場合の使用料の額とする。
- 使用者が大ホールを3階客席（第3バルコニー席及び第4バルコニー席を含む。）を除いて使用する場合は、当該使用区分に応じた使用料の額の8割に相当する額を当該使用料の額とする。
- 使用時間がこの表に規定する使用時間を超える場合の使用料は、その超える時間が午前9時以前のときは午前、正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までのときは午後、午後10時以後のときは夜間の使用料の金額を時間割計算により算定するものとする。この場合において、使用時間を超える時間に1時間未満の端数がある場合は、30分以上をもって1時間とみなす。
- 使用者が大ホール又は小ホールを練習、準備等のために使用する場合は、当該使用区分に応じた基本使用料と使用時間を超えて使用する場合は当該超過する使用時間に係る使用料の額を合計した額の7割に相当する額を当該使用料の額とする。
- この表及び前各項の規定により算定した使用料に10円未満の端数が生じたときは、当該端数金額は切り捨てるものとする。

2 市民ギャラリー使用料

(1) ギャラリー使用の場合の使用料

区 分	基本使用料 (午前9時から午後7時までの利用)	時間外使用料 (1時間につき)
第1展示室	36,250円	3,620円
第2展示室	36,250円	3,620円
第3展示室	19,960円	1,990円
第4展示室	9,670円	960円
第5展示室	6,820円	680円

備考

- 1 使用料の算定の対象となる使用時間には、使用のための準備及び後片づけに要する時間を含むものとする。ただし、当該施設を引き続き2日以上にわたって使用する場合には、単に展示品等を保管するために使用する当該期間の夜間（午後7時から翌日の午前9時までをいう。）の時間は、含まないものとする。
- 2 使用時間がこの表に規定する使用時間を超える場合の使用料は、午前9時から午後7時までの使用料の金額を時間割計算により算定するものとする。この場合において、使用時間を超える時間に1時間未満の端数がある場合は、30分以上をもって1時間とみなす。
- 3 使用者が入場料又は入場料に類するものを徴収する場合の使用料は、この表に規定する基本使用料及び時間外使用料に5割に相当する額を加算した額とする。
- 4 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定する基本使用料及び時間外使用料に10割に相当する額を加算した額とする。
- 5 この表及び前各項の規定により算定した使用料に10円未満の端数が生じたときは、当該端数金額は切り捨てるものとする。

(2) ギャラリー使用以外の場合の使用料

	午 前	午 後	夜 間	全 日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
第1展示室	15,980円	21,300円	15,980円	53,260円
第2展示室	15,980円	21,300円	15,980円	53,260円

備考

- 1 使用料の算定の対象となる使用時間には、使用のための準備及び後片づけに要する時間を含むものとする。
- 2 使用時間がこの表に規定する使用時間を超える場合の使用料は、その超える時間が午前9時以前のときは午前、正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までのときは午後、午

後9時以後のときは夜間の使用料の金額を時間割計算により算定するものとする。この場合において、使用時間を超える時間に1時間未満の端数がある場合は、30分以上をもって1時間とみなす。

- 3 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定する使用料に10割に相当する額を加算した額とする。
- 4 この表及び前3項の規定により算定した使用料に10円未満の端数が生じたときは、当該端数金額は切り捨てるものとする。

3 その他の使用料

(1) ガレリアその他の施設

区 分	単 位	使用料
ガレリアその他の施設	1平方メートルにつき1日	50円

備考 ガレリアその他の施設の面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。

(2) 駐車場

区 分	使用料
1台につき30分までごとに	150円
深夜料金 (1台につき午後9時30分から、翌日午前9時まで)	1,010円